事業用自動車事故調査報告書 概要 ~貸切バスの追突事故~ (静岡県浜松市)

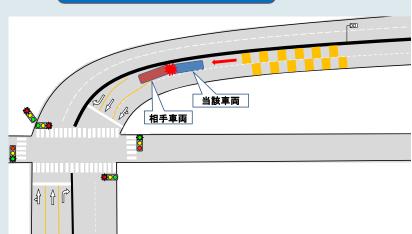
事故概要

平成27年4月27日19時19分頃、静岡県浜松市の県道において、貸切バスが乗客26名を乗せて走行中、前方を走行していた別の貸切バスに追突した。

この事故により、当該車両の乗客7名と相手車両の乗客8名の合計15名が軽傷を負った。



事故状況図



原因

- ・ 当該車両にブレーキの不具合があるにもかかわらず、運転者が制限速度を超過する速度で走行し、前方を走行する相手車両との車間距離を十分に保持しなかったことから、停止しようとしていた相手車両に気付くのが遅れ、ブレーキを操作したものの間に合わず追突したものと考えられる。
- 事業者及び運転者がブレーキの不具合を認識しながら、修理等することなく当該車両で運行を 継続したことが事故につながった原因と考えられる。
- 事業者が自社で行った当該車両の定期点検において、ブレーキに関する点検の一部が未実施であり、車両管理が不十分であったことも事故の原因の一つと考えられる。

再発防止策

- ★ 事業者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、運転者が車両の不具合等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、運行の中止や車両の点検整備等必要な措置について運転者に明確に指示するなど、輸送の安全のための措置を講じる必要がある。
- ★ 整備管理者は、定期点検及び自動車の走行距離等の使用条件を考慮した点検の基準を作成し、 車両の不具合に起因する事故を発生させることのないよう、確実に点検整備を実施することが 重要である。